

第3章 計画の将来像

1. みどりの将来像

本市のみどりに関する課題を踏まえ、将来的に目指すべき「将来像」を実現するため、行動の指針となる「基本方針」を定めます。

山間・山麓部のみどりは、まちなみを豊かに彩る背景となり、市街地の魅力あるみどりと相まって、箕面市の良好な都市イメージの形成に大きく寄与しています。今後もこれらのみどりを保全・維持・創出し、さらに「みどり豊かなまち」として育てていく姿そのものを「みどりの将来像」として、実現を目指します。

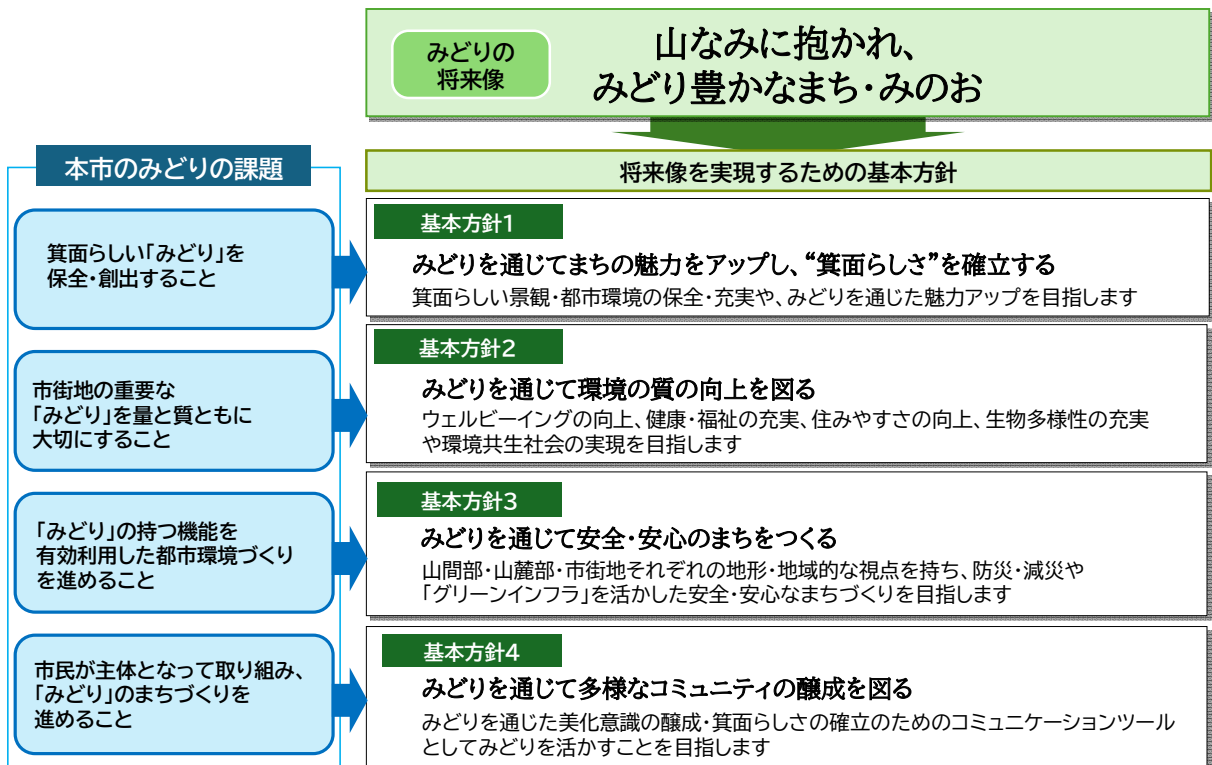


図3-1 課題を踏まえたみどりの将来像と基本方針

2. 「みどりの将来像」を実現するための基本方針

「みどりの将来像」の実現に向けて、基本方針を次のとおりとします。

基本方針1 みどりを通じてまちの魅力をアップし、“箕面らしさ”を確立する

箕面市では、山間・山麓部の豊かなみどりに加え、市街地である桜井や桜ヶ丘のように古くから敷地内に生け垣や豊かな植栽を設けた住宅地、街路樹や緑道など計画的にみどりを配置した東部地域の住宅地、新稲や止々呂美に代表される田園風景などの、自然豊かな景観が魅力となっています。また、建物の高さ規制を設けることで、市街地から見える「山なみ」をまちの魅力として活かしています。

また、農地に加えて、樹林地、草地、河川、ため池などが、今もなお市内各地に残っており、農産物などの生産地であるほか、箕面らしいまちの魅力を表すものとして市民からも評価されています。箕面のこれらの空間の継承や機能維持に努めます。

このため、地区計画や景観計画等、ルールに基づく取組を積極的に進めることで、まちの美しい景観を維持し、みどりを活かしたまちづくりによる魅力向上を図っていきます。

基本方針2 みどりを通じて環境の質の向上を図る

みどりのもたらす様々な効果は、人の心に安らぎと豊かさをもたらします。ウェルビーイングの向上や健康・福祉の充実、住みやすさの向上をめざします。まちなかの公共空間の街路樹等は都市化に伴い成長していますが、適切な維持管理を通じてみどりの質の向上に取り組めます。さらに、緑化重点地区の指定により、みどりあふれるまちを推進します。

また、本市は山間・山麓部に豊かな山林を有し、多様な生物の生息地となっています。しかし、山麓部などは「里山」としての利用の低下にともない、みどりの質が低下し、生物多様性への影響が懸念されています。地域特有の多様な生物、山林環境を保全し、市の貴重な資源である自然を守り育てます。加えて、身近な環境だけでなく、気候変動への対応などの視点を持ち、自然環境の質の向上の取組を推進します。



基本方針3 みどりを通じて安全・安心のまちをつくる

近年、地震や気象災害が深刻化していることから本市でも防災意識が高まっています。そのため、グリーンインフラやみどりを活かした地域防災の考え方にに基づき、安全・安心のまちづくりを推進していきます。

山間・山麓部の防災対策の他にも、市街地の公園整備や防災拠点としての活用などに取組みます。また、災害時に効果を発揮するみどりを、山間部・山麓部・市街地それぞれの地形・地域に合わせて適切に配置し、点から線へとネットワーク化を図ることで、みどりを基軸とした災害に強いまちづくりを目指します。

基本方針4 みどりを通じて多様なコミュニティの醸成を図る

本市では、山麓保全やまちなみ景観などをテーマにした市民参加型の取組が活発に行われており、みどりが箕面らしさにとって非常に大きな存在であることがわかります。また、本市のみどりの環境の維持・保全は、行政の取組だけでなく、市民団体・市民・事業者等による活動によっても支えられてきました。

このため、「山麓保全」や「まちなみ景観活動」など、みどりに関わるコミュニティの支援を継続します。みどりをコミュニケーションツールとして活かし、多様なコミュニティの醸成を図ることで地域の関係性を深め、まちづくりへの積極的なコミュニティの参画・協働を推進します。





第3章

計画の将来像

第4章 実現に向けた取組

1. 基本方針と取組

本章では、前章の将来像を実現していくため、基本方針にのっとった具体的な取組・施策について記載します。

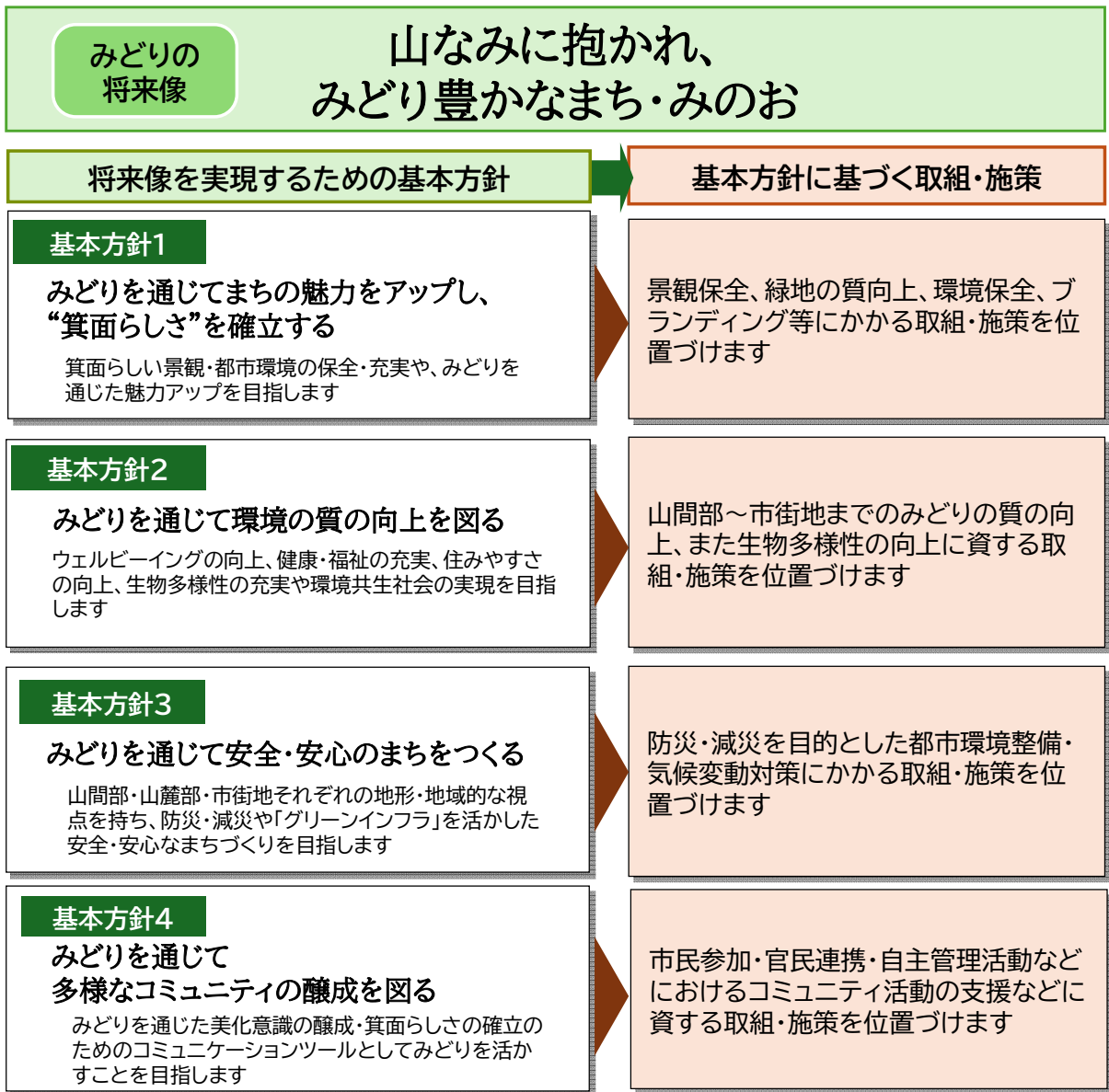


図4-1 将来像と基本方針及び取組の関係性

2. 取組一覧

<p>基本方針1 みどりを通じて まちの魅力を アップし、 “箕面らしさ” を確立する</p>	(1) 山なみの保全	①山間部のみどりの保全と規制
		②山麓部のみどりの保全と規制
		③山なみ景観の保全
		④計画的な森林整備と無秩序な開発抑制
	(2) 農地やため池の保全	①農地の保全
		②ため池の保全
		③営農活動への支援
		④里山文化の保全
	(3) 箕面らしいみどりの保全	①保護樹木・保護樹林の指定、所有者の維持保全活動への支援
		②箕面らしいみどりの観光資源活用及び適切な維持管理と保全
		③山麓部のブランド化
	<p>基本方針2 みどりを通じて 環境の質の向上 を図る</p>	(1) 山なみのみどりの質の向上
②自然歩道等のレクリエーション資源の利用推進		
③啓発活動の推進		
(2) 市街地のみどりの質の向上		①街路樹の適正な維持管理の推進
		②公園・緑地の適正な維持管理の推進
		③民地の緑化の推進
		④建物(屋上・壁面等)や駐車場の緑化推進
		⑤河川とのふれあいの機会・学習機会の創出
(3) 生物多様性に資するみどりの質の向上		①エココリドー(生態回廊)としての保全の推進
		②生物多様性の向上
		③希少野生生物の生息状況の把握と情報蓄積



基本方針3 みどりを通じて 安全・安心の まちをつくる	(1) 計画的な公園の 整備と活用	①特色ある公園づくり
		②誰もが安心して使える公園づくり
		③公園の再生（リニューアル）
		④環境に配慮した技術の活用
	(2) グリーンインフラ としての 保全の推進	①山麓部山林の維持管理の協力体制の推進
		②災害に備えたみどりの適正配置の推進
		③エリア一体的なみどりの環境づくり
		④森林バイオマス資源の利用の研究検討
⑤土地利用転換を好機とした機動的なみどりの創出		
基本方針4 みどりを通じて 多様なコミュニティ の醸成を図る	(1) みどりの コミュニティの 醸成	①国定公園・府営公園における市民の主体的な活動の支援
		②公園・緑地における市民の主体的な活動の推進
		③市民参加型の森づくりと連携
		④地域内プラットフォームの場づくり
	(2) みどりの コミュニティの 継続の支援	①みどり推進基金の活用
		②みどり行政の連携
		③情報発信の強化

3. 基本施策

3-1 基本方針1に基づく取組・施策

(1) 山なみの保全

1 山間部のみどりの保全と規制

- 山間部のみどりは、環境保全・防災・景観・レクリエーション等の多様な機能を有しています。これらの機能を最大限発揮させるため、各種規制を活用し、健全なみどり空間を維持します。

2 山麓部のみどりの保全と規制

- 山麓部のみどりは、景観・環境保全・防災・レクリエーション等の多様な機能を有し、特に「山なみ景観」は本市のシンボルであり、市民に安らぎや潤いを与える重要な要素です。このことから、今後とも適切な規制を継続し、保全を図ります。

3 山なみ景観の保全

- 今後も、適切な規制を継続し、市街地から見た山すそ景観の保全を図ります。

4 計画的な森林整備と無秩序な開発抑制

- 民有林における無秩序な開発を抑制するよう努めます。箕面市森林整備計画に基づき、森林ごとの機能に応じた良好な森林の育成を誘導します。また、所有者による森林管理の支援に森林環境税を積極的に活用するとともに、森林組合などの持つノウハウや人材を活用します。



(2) 農地やため池の保全

1 農地の保全

- 市街化調整区域内や生産緑地の農地については、今後も営農が行われることから、まとまったみどりとして位置づけ、その保全に努めます。特に、生産緑地については、市街化区域内の田園風景の減少に歯止めをかけるため、所有者の意向を踏まえ、追加的に指定されるよう、誘導します。
- 農地に植えられるレンゲやコスモスなど優れた農景観の形成も推進します。

2 ため池の保全

- ため池は、オアシス空間として、水と親しみ、潤いのある水辺環境への活用を検討します。また、動植物の生息環境として水面及び法面堤防の維持管理を適切に行い、良好な植生・生息環境を維持することで、水生生物・水生植物の保全を図ります。

3 営農活動への支援

- 田畑などを中心とする農地は、多面的な機能を有する空間を形づくる重要な要素であることから、効率的に農業経営ができるように農地の集積・集約化を推進するほか、新たな担い手育成に関する取組など、必要な農業政策を講じます。

4 里山文化の保全

- 人と里山の関わりの一つの仕組みとして、継承されてきた「マンドロ」、「免業（メンギョウ）」など地域の里山文化の保全・継承を図ります。

(3) 箕面らしいみどりの保全

1 保護樹木・保護樹林の指定、所有者の維持保全活動への支援

- 保護樹木・保護樹林を地域共有のランドマーク（地域の顔）として保存し、景観・みどり資源として関心を高めるため、所有者の維持保全活動への支援を継続します。

2 箕面らしいみどりの観光資源活用及び適切な維持管理と保全

- 箕面の滝やもみじなど、箕面の観光要素となる資源については、観光資源として活用するとともに、清掃や適切な維持管理などの保全を行います。

3 山麓部のブランド化

- 山麓部のみどりは、箕面市のシンボルとなっており、将来にわたり適切に保全していくことが望まれます。このため、全市で行動する気運を盛り上げるため、「山麓保全アクションプログラム」に基づき、ホームページ、ポスターや各種イベントなどにより普及・啓発を行い、山麓部のブランド化を推進します。

■主な施策や取組など

森林環境・景観の 保全制度の維持

【自然緑地、樹林・樹木を保全する制度】

- 自然緑地等指定制度
- 山なみ景観保全地区指定制度
- 山すそ景観保全地区指定制度

【景観形成に関する制度】

- 都市景観形成地区/景観配慮地区制度

保全や維持管理を行う 市民・団体への活動補助

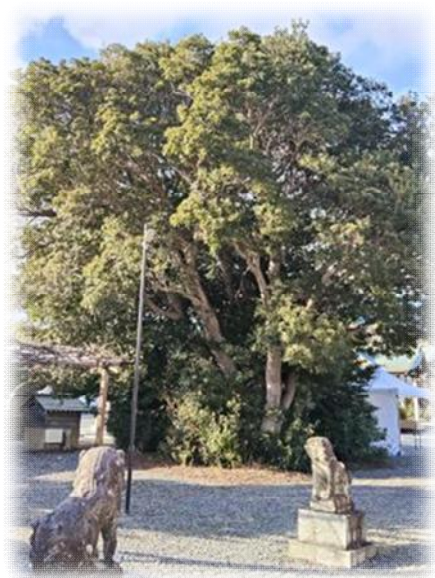
- みどり推進基金の活用
 - …保護樹木・保護樹林への報奨
 - …みのお山麓保全活動助成制度
(山麓保全アクションプログラム)

農地保全に関する制度の活用

- 止々呂美田園景観保全地区(北部・止々呂美地区)の維持
- 生産緑地地区/特別生産緑地地区の指定
- 大阪府農空間保全制度を活用した府市連携の取組の推進

そのほかの営農活動支援

- 農業への市民参加(市民農園)の推進
- 箕面市農業公社や学校給食を活用した「遊休農地の活用」や「地産地消の推進」、「新たな担い手の確保」などの取組により、生産と消費の両面から都市農業の振興を図ります。



3-2 基本方針2に基づく取組・施策

(1) 山なみのみどりの質の向上

1 山林の魅力アップと環境教育・レクリエーションの場としての利用推進

- 「教学の森」「野鳥の森」「こもれびの森」「国際交流の森」「体験学習の森」などの市民の森を、気軽に利用できる魅力的な山林として、また環境教育・レクリエーションの場として、利用を推進します。

2 自然歩道等のレクリエーション資源の利用推進

- 東海道自然歩道、豊能自然歩道などのハイキングコースの活用を図るため、案内看板の整備、コースマップの作成など、利用者が親しみを感じる工夫を行います。

3 啓発活動の推進

- 谷筋・斜面地などにおける不法投棄を防止するため、関係機関と連携したパトロールや看板設置などによる啓発活動に努めます。

(2) 市街地のみどりの質の向上

1 街路樹の適正な維持管理の推進

- 幹線道路は、まちの景観を形成する重要な要素として、箕面の風土に根ざした樹種や地域住民の声を反映した樹種の選定をするなど、維持管理面を考慮しながら、個性と魅力のある植栽を進めます。
- 市民による歩道等の自主管理活動支援制度を今後も推進します。
- 街路樹の維持管理については、「箕面市街路樹マネジメント計画」に基づき適切に実施します。

2 公園・緑地の適正な維持管理の推進

- 公園・緑地の草や樹木等が繁茂し、安全性や快適性に支障をきたしている場合は、除草や植栽剪定等を計画的に実施し、利用者の安全性と快適性の確保を図ります。

3 民地の緑化の推進

- 市域に緑化重点地区を設定し、緑化施策の地区での取組を後押しします。また、緑化重点地区の設定により、市民の緑化意識の向上を図ります。
- 新規市街地では、開発による環境負荷を軽減するため、早い段階から計画的に緑化を進める必要があります。そのため、本市の「緑化重点地区」に指定します。
- 集合住宅の共有スペースで高木に育ったみどりについては、建て替え時などに残す仕組みを検討します。
- オープン外溝での緑化、壁面緑化、屋上緑化やベランダ緑化、鉢植え、プランターなど建物と一体となった緑化、駐車場の緑化など狭小な空間においても創意工夫により積極的に緑化に努めます。
- 多くの市民に、みどりを増やす取組への参加意識の向上を図るための一つの指標として、「緑視率」を掲げ、その向上に努めます。

4 建物（屋上、壁面など）や駐車場の緑化推進

- 建物（屋上、壁面など）や駐車場の緑化推進など、多様な緑化を推進します。

5 河川とのふれあいの機会・学習機会の創出

- 河川への愛着や地域としての関わりを深めるため、ふれあいの機会や学習・体験の機会を増やします。
- 市内には、箕面川・千里川・勝尾寺川・余野川などの中小河川が流れています。これらについては、市民にとって水に親しみ、潤いを感じられる水辺環境づくりを行います。

(3) 生物多様性に資するみどりの質の向上

1 エココリドー（生態回廊）としての保全の推進

- エココリドー（生態回廊）として、野鳥などの生息・移動が可能となるよう、市内全域のみどりの量と質の確保に努めます。

2 生物多様性の向上

- 山間部のみどりは、多くがスギ・ヒノキの人工林であり、今後は、人工林を木材生産林としてだけでなく一部環境林としてとらえ、多様な樹種による混交林化を図るなど、生物の多様性を向上する取組を行います。

3 希少野生生物の生息状況の把握と情報蓄積

- 山間部などにおける希少野生生物の生息状況を把握するため、専門家や市民グループなどと協働しながら生物調査を促進します。また、得られたデータは、情報を蓄積し、一定の期間ごとに更新を図る手法などを検討します。

■主な施策や取組など

森林環境整備

■止々呂美地区の間伐、ハイキング道整備工事など

市街地緑化に関する制度の運用

■緑化重点地区の指定

■緑地の確保に関する市条例（箕面市まちづくり推進条例）の運用による建築物の緑化の推進

■市民自主管理活動支援制度の運用

街路樹等の維持管理計画

■街路樹マネジメント計画の策定

3-3 基本方針3に基づく取組・施策

(1) 計画的な公園の整備と活用

1 特色ある公園づくり

- 総合公園などの都市基幹公園については、その整備には、長期的な計画と莫大な事業費を要することから、貴重な動植物・歴史・文化的な価値、景観の保全のある箇所を優先的に用地の確保を行っていきます。
- 新たに大規模な公園づくりを行う場合は、地域住民や市民、専門家などによる話し合いの場をもち、地域の特色を活かした公園となるよう努めます。整備後も学習や体験などのソフトプログラムや維持管理計画を通じて、市民が継続的に関わっていく仕組みを検討します。

2 誰もが安心して使える公園づくり

- インクルーシブ（包括的な）誰もが安心して使える公園づくりを行います。高齢者や障がい者の方が公園を安心して利用できるよう、段差の解消やベンチの設置など、必要な配慮を行います。
- 公園利用のルールやマナーづくりについて、地域で考える仕組みとして市民自主管理制度や「公園再生計画」を活用します。
- 災害時は防災施設として、近隣公園や街区公園を、広域避難や一時避難、救助、輸送などに活用します。

3 公園の再生（リニューアル）

- 身近な公園である街区公園・近隣公園・緑地については、設置後20年以上たっている施設が半数以上を占め、遊具などの老朽化が進んでいます。こうした老朽化した公園施設の改修や魅力的な公園施設の整備などを、限られた財源の中でより効果的に整備が進められるよう、利用者へのアンケート結果等を参考にしながら、順次、公園緑地の再生（リニューアル）に取り組めます。

4 環境に配慮した技術の活用

- みどりや地形を活かしながら整備し、公園内外に発生する自然素材の循環利用など、環境保全に資する公園・緑地の整備に努めます。
- 剪定木や落ち葉の腐葉土化・コンポスト化・チップ化による土の循環、種の再利用・雨水の循環利用・電灯の太陽光発電の活用など、循環型で環境に配慮した公園づくりに努めます。

(2) グリーンインフラとしての保全の推進

1 山麓部山林の維持管理の協力体制の推進

- 山麓部のみどりは、多くは里山として活用されてきた山林であり、人との関わりのなかで明るい里山林を維持し、生物の多様性を育み、四季折々の景観の変化を創り出してきました。この里山林としての機能を今後も継承するため、土地所有者だけでなく、市民による山林の維持管理を支援していきます。

2 災害に備えたみどりの適正配置の推進

- 街路樹の植栽によりヒートアイランド現象の緩和を図ります。
- 幹線道路は、災害時の防火帯や避難路などの防災機能も有していることから、街路樹の適切な配置を行います。
- 災害時に倒伏等のリスクがある危険木については、中長期的な植替えを実施します。

3 エリア一体的なみどりの環境づくり

- 河川の水質浄化の工夫や河縁林の保全など、グリーンインフラの機能が発揮されるよう努めます。
- 勾配の急な河川や護岸でも、表面に草やツル性植物を這わせるなど環境にやさしい工夫を検討します。
- 大阪府アドプトリバー制度を活用し、市民主体による河川清掃を進めるなど、良好な河川環境の保全に努めます。
- 周辺の農地・ため池・社寺林など一体的なみどりとしてとらえ、環境づくりを進めます。

4 森林バイオマス資源の利用の研究検討

- 「森林バイオマス資源」の利用に関して情報収集をします。

5 土地利用転換を好機とした機動的なみどりの創出

- ため池の廃止等により、まとまった用地が取得できる場合には、都市の強靱性を向上させることを目的とし、ため池が担っていたグリーンインフラ機能（雨水流出抑制や生態系の確保）を継承するとともに、箕面らしい景観形成や「都市としての魅力付け」に寄与する空間をめざします。
- また、平時は多世代が集い交流する場、災害時は地域の防災拠点（延焼遮断や一時避難場所）として機能する、質・量ともに充実した「多機能なみどり」を機動的かつ優先的に整備します。

■主な施策や取組など

関連計画に基づく公園の再生

- 公園施設長寿命化計画や公園再生計画に基づいた公園のリニューアル工事の取組の推進

エリア一体的な環境活動の推進

- 山林所有者と市民による協働での里山管理の仕組みづくり
- 里山管理の担い手の育成
- シカなどの食害対策、松枯れやナラ枯れ対策などの対応
- 市民自主管理活動支援制度や大阪府アドプトリバー制度を活用した市民主体の活動の推進
- みどり推進基金の活用

グリーンインフラ機能の確保と継承

- ため池等が担うグリーンインフラ機能(雨水流出抑制や生態系の確保)を継承し、箕面らしい景観形成や魅力に寄与する空間の創出
- 平時は多世代が集い交流する場、災害時は地域の防災拠点として機能する、質・量ともに充実した「多機能なみどり」の整備



3-4 基本方針4に基づく取組・施策

(1) みどりのコミュニティの醸成

1 国定公園・府営公園における市民の主体的な活動の支援

- 明治の森箕面国定公園での「観光案内ボランティア」など、市民の主体的な活動を支援します。
- 国・大阪府・市・市民活動団体等による「明治の森箕面自然休養林管理運営協議会」で情報共有を図り、連携した取組を推進します。

2 公園・緑地における市民の主体的な活動の推進

- 民自主管理活動支援制度を活用し、市民主体による利活用と維持管理を推進します。公園、緑地や道路など、公共施設のみどりを維持・管理する個人、団体に対し、維持・管理するために行政が支援を行います。
- 山麓部やその周辺の活動については、開発事業等緑化負担税等を積み立てた「みどり推進基金」を活用し、山麓保全や市街地緑化の促進を行います。

3 市民参加型の森づくりと連携

- 市民参加型の森づくりを行うため、「体験学習の森」で実施している除伐・間伐・植林・炭焼き体験などを通じて里山づくりの人材育成を図るとともに、NPO法人みのお山麓保全委員会、大阪府や京都大阪森林管理事務所、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会などとの連携を図ります。

4 地域内プラットフォームの場づくり

- みどりのまちづくりにおいては、自治会やまちづくり協議会などの地域密着型コミュニティを育て、既存の緑化関係団体のほか、自然保護、環境教育に関心の高いテーマ型のグループと協力しながら、地域の課題について取り組む体制が必要です。団体・個人が持ち合わせている力を集合し、ネットワークの中で活動することにより、実現可能な範囲が広がります。様々な主体が協力・連携し、足りないものを出し合いながらみどりを守り育てる取組を進めます。

(2) みどりのコミュニティの継続の支援

1 みどり推進基金の活用

- みどり推進基金の活用方法として、山麓保全活動や森林環境整備、公園整備などに活用することにより、山麓部をはじめ、公園などの環境整備を進めていきます。また、基金に基づく継続的な仕組みづくりに加え、市民や事業者から寄附を募る等、社会的拠出で支えていくことを基本とします。

2 みどり行政の連携

- 道路や環境、まちづくり、教育、建設部局など、本計画に定める内容に沿って、その目的を達成するための連携を図ります。

3 情報発信の強化

- 「みどりの基本計画」などの将来像を実現する市民を増やすため、ホームページで発信するなど親しみやすい形でまとめ、普及を推進します。
- 食、アート、工芸、文化、環境、福祉など様々な題材とみどりをつなげたイベントなどを、市民から市民への情報発信と交流の場として開催し、市民のみどりへの関心のきっかけづくりを行います。
- また、みどりのイメージを高め、より取組を広げるため、ホームページに掲載するなど、みどりのまちづくりの気運の高揚を図ります。

■ 主な施策や取組など

市民の主体的な活動の推進

■ みどり推進基金の幅広い活用による支援・各団体への活動支援

…みのお山麓保全活動助成金や山林整備サポートボランティア派遣等への活用

■ 市民自主管理活動支援制度の運用



第5章 緑化重点地区

1. 緑化重点地区の設定

1-1 緑化重点地区の概要と目的

みどりの将来像を実現していくにあたり、優先度が高くかつ取組むことにより他への波及効果が見込まれる施策を重点事業として推進します。そのため、本計画においては「緑化重点地区」を設定します。

緑化重点地区とは、都市緑地法第4条第2項の中で緑の基本計画の策定項目として定める「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、緑化を優先的かつ重点的に行う地区を選定し、地区での緑化推進の方向性や緑化手法を具体的に示し施策に取組むことにより、他へと効果を波及させ、計画全体の早期実現へとつなげる目的があります。

1-2 緑化重点地区設定の基本的な考え方

本市では、特に西部、中部、東部、北部地域のブロックごとに以下の考え方で率先して緑化に取り組むことで、他への波及効果を期待します。

- ①山間・山麓部から市街地へのみどりの骨格軸（ネットワーク）を築くことができる街路や河川の緑化
- ②まとまったみどりとしての公園緑地の整備や面積拡充
- ③市や地域の“顔”となる駅前などの緑化
- ④市民の意識が高く緑化活動がすでに行われているが、より緑化活動を高めたい地区での緑化
- ⑤再開発事業や土地区画整理事業、新規開発事業と連携し計画を進めることができる地区での緑化

表5-1. ブロック毎の緑化重点地区

ブロック	緑化重点地区及び拠点（大規模緑地、都市公園等）
西部地域	滝道・箕面駅前・豊中亀岡線（シンボルロード）・芦原公園
中部地域	中央公園・箕面萱野駅・当対池公園・萱野三平記念館周辺（中部地区公園）・箕面船場阪大前駅
東部地域	彩都・皿池公園・五字神社（勝尾寺参道）・箕面東公園（東部地区公園）・松出公園・春日神社（小野原西地区）・千里北公園
北部地域	箕面森町

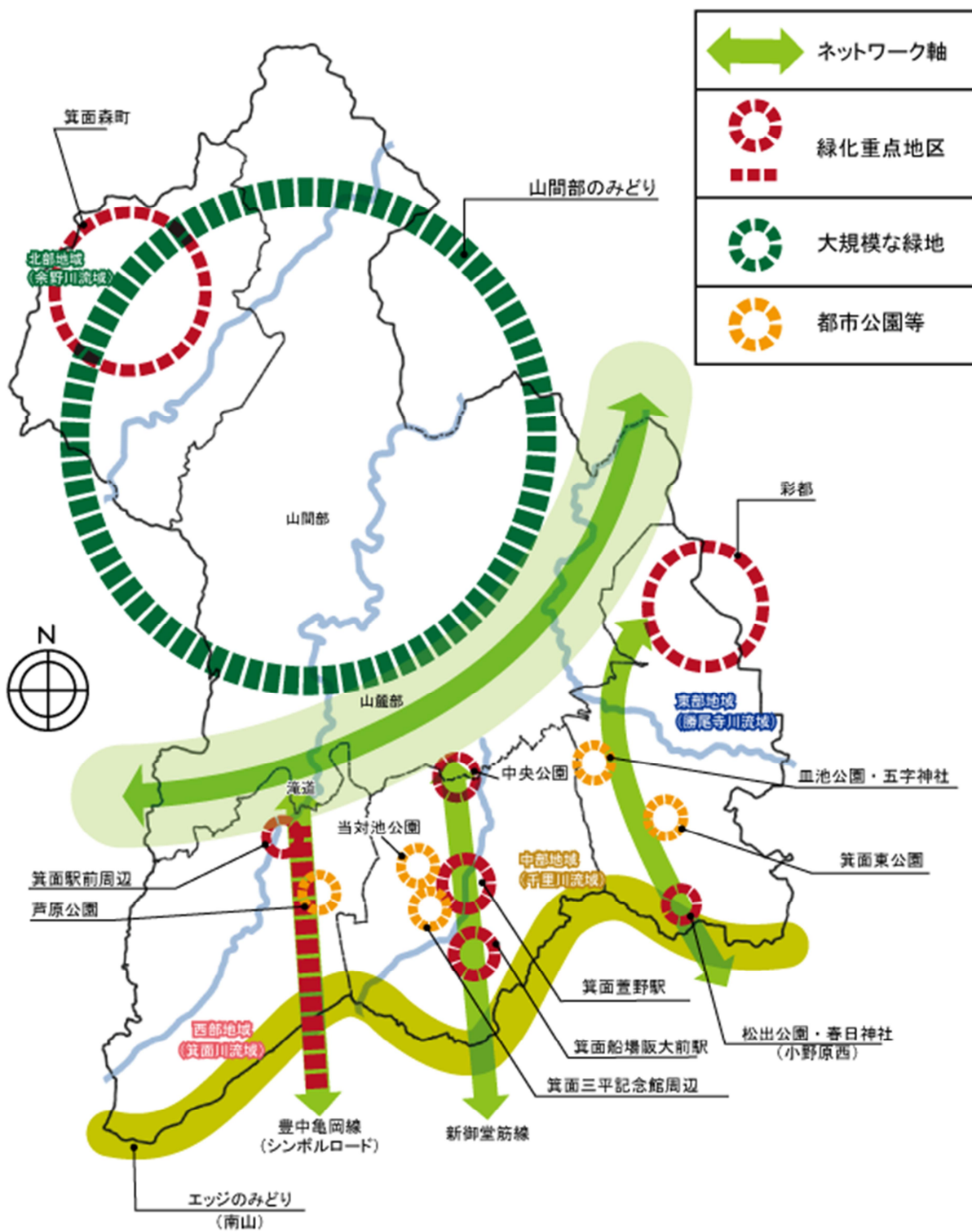


図5-1 本市の緑化重点地区

(1) 西部地域の緑化重点地区

○対象地域のみどりの現況と課題

- ・桜ヶ丘などに古くからの計画的住宅地が分布し、良好な住宅地のみどりが残されています。
- ・一方、街路が狭く、成熟した豊かな街路樹や生け垣の維持管理が課題としてあげられます。

●拠点・ネットワーク形成の方針

- 山麓部と市街地をつなぐ箕面川や多くの人がハイキングコースとして利用する滝道、東海自然歩道、「シンボルロード」として親しまれている府道豊中亀岡線で南北の骨格軸を形成します。また、中央線により東西の骨格軸を形成します。
- 田村橋通りや紅葉橋通り沿いの住宅に見られる高木や生け垣など、成熟したみどりの連続性を保全します。
- 市役所、芦原公園周辺、阪急箕面駅前など市民や観光客が多く訪れる公共空間は「箕面市の顔」となる場所として重点的に緑化します。
- 旧西国街道沿いの集落のみどり景観を保全します。

(2) 中部地域の緑化重点地区

○対象地域のみどりの現況と課題

- ・市街地の中では最も多く農地やため池が残されている地域です。地域北部に古くからの集落が集まっており、南部には、船場などの商業業務地の集積がみられます。
- ・中部地域には、新市街地としてかやの中央があり、計画的なみどりの保全・創出が望まれます。
- ・千里川に併設する「せせらぎ公園」は、親水公園として市民に親しまれており、周辺の公園とあわせ、新駅の開業により、今後はより多くの人々が訪れることが期待されています。

●拠点・ネットワーク形成の方針

- 中央公園（予定地）からかやの中央を通り船場に抜ける新御堂筋のルートで南北の骨格軸を形成します。
- このルート沿いでは、令和6年(2024年)3月に箕面萱野駅、箕面船場阪大前駅が完成し、市民の利便性が大幅に向上しました。今後も、市央心部の玄関口として、重点的な緑化に努めます。
- また旧西国街道沿いの集落のみどり景観を引き続き、保全します。

(3) 東部地域の緑化重点地区

○対象地域のみどりの現況と課題

- ・東部地域では、ニュータウンとして計画的に開発された地域が多く、現在も彩都で新たな開発が進められています。比較的広い敷地規模の住宅地のみどりに加え、街路樹などが豊かにあります。
- ・区域を流れる勝尾寺川では、自然環境を残す親水性河川として保全されています。また、住民の参加による維持管理などが行われている箇所もあります。
- ・山すその地域では、田園風景を残しています。

●拠点・ネットワーク形成の方針

- 彩都を端として勝尾寺参道、勝尾寺川沿いから小野原地区にかけて南北の骨格軸を形成します。
- 五字神社に隣接した皿池公園、また箕面東公園は緑化の拠点として特に重点的な緑化を図ります。
- 旧西国街道沿いの集落のみどり景観を保全します。

(4) 北部地域の緑化重点地区

○対象地域のみどりの現況と課題

- ・北部地域は、現在でも農村風景を残しています。
- ・一方、新名神高速道路の開通に伴い、山麓部などの自然やみどりが減少しないよう留意する必要があります。
- ・新しく開発された箕面森町とともに、既存のみどりを保全しながら豊かな自然環境を維持していくことが求められます。

●拠点・ネットワーク形成の方針

- 箕面森町でみどりと共生するまちづくりを進めます。



第5章

綠化重点地区